

FAI 技能記章交付規程

制定 2003 年 3 月 11 日 理事会

改正 2003 年 4 月 12 日 理事会

改定 2015 年 2 月 2 日 理事会

前 文

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下、JHF という）は、世界の航空スポーツを代表する唯一の統括団体である国際航空連盟（以下、FAI という）の正会員として日本を代表する一般財団法人日本航空協会（以下、JAA という）の承認の下にこの規程を制定する。

1. 目 的

1-1. この規程は、FAI スポーツ規程に定める FAI デルタ記章（ハンググライダー）、FAI パラグライダー記章及び FAI アクセラシー記章を取得しようとする者、及びこれらの FAI 技能飛行成績証明書を取得する為に行われる各飛行を FAI スポーツ規程に基づき管理し、審査し、判定し、飛行成績を証明すると共に、名誉ある FAI 技能記章を達成者に授与することを目的とする。

2. FAI 技能記章

2-1. JHF 会長は、申請により FAI デルタ記章、FAI パラグライダー記章及び FAI アクセラシー記章の授与を行う。

2-2. FAI デルタ記章は、申請者に次の各国際技能記章を授与することによって行う。

1) FAI デルタ銅章

2) FAI デルタ銀章

3) FAI デルタ金章

4) FAI デルタ・ダイヤモンド章

2-3. FAI パラグライダー記章は、申請者に次の各国際記章を授与することによって行う。

- 1) FAI パラグライダー銅章
- 2) FAI パラグライダー銀章
- 3) FAI パラグライダー金章
- 4) FAI パラグライダー・ダイヤモンド章

2-4. FAI アクセラシー記章は、申請者に次の各国際記章を授与することによって行う。

- 1) FAI アクセラシー銅章
- 2) FAI アクセラシー銀章
- 3) FAI アクセラシー金章
- 4) FAI アクセラシー・ダイヤモンド章

3. FAI 技能記章飛行成績証明

3-1. JHF 会長は、申請により FAI デルタ記章飛行成績証明及び、FAI パラグライダー記章飛行成績証明及び FAI アクセラシー記章飛行成績証明を行う。

3-2. FAI デルタ記章飛行成績証明は、申請者に達成された飛行成績の科目毎に飛行成績証明書を交付することによって行う。

3-3. FAI パラグライダー記章飛行成績証明は、申請者に達成された飛行成績の科目毎に飛行成績証明書を交付することによって行う。

3-4. FAI アクセラシー記章飛行成績証明は、申請者に達成された飛行成績の科目毎に飛行成績証明書を交付することによって行う。

4. FAI 記章及び FAI 記章飛行成績証明の申請資格

4-1. FAI デルタ記章の申請及びFAI デルタ記章飛行成績証明の申請は、次に定める資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) FAI デルタ銅章、銀章、金章及びダイヤモンド章の申請者は、ハンググライダーパイロット技能証とハンググライダークロスカントリー技能証を有すること。ただしFAI デルタ銅章の滞空時間・獲得高度についてはハンググライダークロスカントリー技能証保有を必須としない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。

4-2. FAI パラグライダー記章の申請及びFAI パラグライダー記章飛行成績証明の申請は、次に定める資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) FAI パラグライダー銅章、銀章、金章及びダイヤモンド章の申請者は、パラグライダーパイロット技能証とパラグライダークロスカントリー技能証を有すること。ただしFAI パラグライダー銅章の滞空時間・獲得高度についてはパラグライダークロスカントリー技能証保有を必須としない。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。

4-3. FAI アクセラシー記章の申請及びFAI アクセラシー記章飛行成績証明の申請は、次に定める資格及び経歴を有する者でなければ申請することができない。

- 1) FAI アクセラシー銅章、銀章、金章及びダイヤモンド章の申請者は、パラグライダーパイロット技能証を有すること。
- 2) 有効なフライヤー会員登録証を有すること。
- 3) 20才未満の者については、保護者の承認を得ること。

4-4. 外国国籍を有する者であってFAI 正会員が授与し、又はその操縦者が所属する国のFAI 正会員からハンググライダーに関して権限の委譲を受けた団体の授与するハンググライダー操縦者の資格証書を有する者は、日本国内に於いてFAI デルタ記章飛行成績証明を取得する為の飛行を行い、同飛行成績証明の申請を行うことができる。ただし、飛行に際し、4-1. の2)、3)に適合していなければならない。

4-5. 外国国籍を有する者であつて FAI 正会員が授与し、又はその操縦者が所属する国の FAI 正会員からパラグライダーに関して権限の委譲を受けた団体の授与するパラグライダー操縦者の資格証書を有する者は、日本国内に於いて FAI パラグライダー記章飛行成績証明を取得する為の飛行を行い、同飛行成績証明の申請を行うことができる。ただし、飛行に際し、4-2. の2)、3) に適合していなければならない。

4-6. FAI アクセラシー記章の申請は、本人の所属する国の FAI 正会員、又は FAI 正会員からパラグライダーに関して権限の委譲を受けた団体の承認を得た場合に限る。また、FAI アクセラシー記章の申請は、本人の所属する国の FAI 正会員、又は FAI 正会員からパラグライダーに関して権限の委譲を受けた団体の承認を得た場合に限る。ただし、飛行に際し、4-3. の2)、3) に適合していなければならない。

5. 申請資格の制限

5-1. この規程の14-1に定める技能証明の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者は、申請することができない。

5-2. JHF 会長は、技能証明の申請に関し、不正の行為のあった者について、2年以内の期間に限り、技能証明の申請を受理しないことができる。

6. FAI 技能記章の効力

6-1. FAI 記章を授与された者は、それぞれの達成された成果を国際的に評価され、その名誉を顕わす記章を佩用することができる。

6-2. FAI 記章に対応する紋章、ワッペン等が定められたときは、その授与された記章に対応するものを着用することができる。

7. FAI 技能記章検定試験および 証明

7-1. FAI デルタ記章を取得する為の技能記章検定試験は、次に定める飛行科目とする。

- 1) FAI デルタ銅章(下記のいずれかを行うこと)
 - a) 少なくとも 30km の距離飛行を行うこと。
 - b) 又は、少なくとも 1.5 時間の滞空飛行を行うこと。
 - c) 又は、少なくとも 500m の獲得高度飛行を行うこと。
- 2) FAI デルタ銀章(下記の全てを行うこと)
 - a) 少なくとも 100 kmの距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 1000m の獲得高度飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 3 時間の滞空飛行を行うこと。
- 3) FAI デルタ金章(下記の全てを行うこと)
 - a) 少なくとも 150 kmの距離飛行を行うこと。
 - b) 少なくとも 2000m の獲得高度飛行を行うこと。
 - c) 少なくとも 5 時間の滞空飛行を行うこと。
- 4) FAI デルタ・ダイヤモンド章

次の3種の各ダイヤモンド章とする。

- a) 少なくとも 300 kmの目的地距離飛行を行うこと。
- b) 少なくとも 3000m の獲得高度飛行を行うこと。
- c) 少なくとも 300 kmの目的地往復距離飛行又は三角コース距離飛行を行うこと。

7-2. FAI パラグライダー記章を取得する為の技能記章検定試験は次に定める飛行科目とする。

1) FAI パラグライダー銅章(下記のいずれかを行うこと)

- a) 少なくとも 30 kmの距離飛行を行うこと。
- b) 少なくとも 1.5 時間の滞空飛行を行うこと。
- c) 少なくとも 500m の獲得高度飛行を行うこと。

2) FAI パラグライダー銀章(下記の全てを行うこと)

- a) 少なくとも 75 kmの距離飛行を行うこと。
- b) 少なくとも 3 時間の滞空飛行を行うこと。
- c) 少なくとも 1000m の獲得高度飛行を行うこと。

3) FAI パラグライダー金章(下記の全てを行うこと)

- a) 少なくとも 125 kmの距離飛行を行うこと。
- b) 少なくとも 5 時間の滞空飛行を行うこと。
- c) 少なくとも 2000m の獲得高度飛行を行うこと。

4) FAI パラグライダー・ダイヤモンド章

次の3種の各ダイヤモンド章とする。

- a) 少なくとも 200 kmの目的地距離飛行を行うこと。
- b) 少なくとも 3000m の獲得高度飛行を行うこと。
- c) 少なくとも 200 kmの目的地往復距離飛行又は三角コース距離飛行を行うこと。

7-3. FAI アクセラシー記章を取得するには FAI 公認大会に出場し、次に定める飛行科目を行うこととする。

- 1) FAI アクセラシー銅章
1m 以内の記録で 4 本連続着地すること
- 2) FAI アクセラシー銀章
4 本連続のトータルが 1m 以内で着地すること
- 3) FAI アクセラシー金章
10cm 以内の記録で 4 本連続着地すること
- 4) FAI アクセラシー・ダイヤモンド章
4 本連続のトータルが 10cm 以内で着地すること

7-4. 検定試験の為の飛行は、すべて FAI スポーツ規程に定められた規則に従い、操縦者が単独で自らの判断で実施しなければならない。(飛行科目を達成させる為、ラジオや信号等による誘導や情報の提供は、安全確保のための無線通信以外は禁じられている)

7-5. 検定試験は、FAI スポーツ規程に定められた各飛行科目を操縦者が単独で達成し実証することであり、すべて実技試験とする。

7-6. 検定試験は、操縦者が規程に定められた飛行科目を達成してから 48 時間以内に死亡した場合、FAI スポーツ規程の定めるところにより、その飛行は無効となる。

7-7. 検定試験は、JHF 会長の任命又は証認する FAI 技能記章検定員(公式立会人)の監督と立会いの下で行わなければならない。

7-8. 検定試験をおこなった FAI 技能記章検定員(公式立会人)は、速やかにその試験の結果を JHF 会長に報告しなければならない。

7-9. FAI アクセラシー章については、検定試験ではなく FAI 公認大会における、競技最終結果に基づく記録により飛行証明とする

8. FAI 技能記章資格及びFAI 技能記章飛行成績証明の取り消し又は制限

8-1. JHF 会長は、FAI デルタ記章又はFAI デルタ記章飛行成績証明書の所有者が、その資格取得の為の飛行を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があった場合は、その資格及び飛行成績証明を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその資格及び飛行成績証明を停止し又は制限を行う事ができる。また、FAI デルタ記章の記章資格を取り消された者は、その該当するFAI デルタ記章を直ちにJHFに返納しなければならない。

8-2. JHF 会長は、FAI パラグライダー記章又はFAI パラグライダー記章飛行成績証明書の所有者がその資格取得の為の飛行を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があった場合は、その資格及び飛行成績証明を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその資格及び飛行成績証明を停止し又は制限を行う事ができる。また、FAI パラグライダー記章の記章資格を取り消された者は、その該当するFAI パラグライダー記章を直ちにJHFに返納しなければならない。

8-3. JHF 会長は、FAI アクセラシー記章又はFAI アクセラシー記章飛行成績証明書の所有者がその資格取得の為の飛行を行うにあたり、スポーツ精神に反し、非行又は重大な過失があった場合は、その資格及び飛行成績証明を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその資格及び飛行成績証明を停止し又は制限を行う事ができる。また、FAI アクセラシー記章の記章資格を取り消された者は、その該当するFAI アクセラシー記章を直ちにJHFに返納しなければならない。

9. FAI 技能記章及びFAI 技能記章飛行成績証明の申請手続き

9-1. FAI デルタ記章またはFAI デルタ記章飛行成績証明を申請しようとする者は、「FAI 技能記章申請書」に必要事項を記入し記名捺印（又は署名）の上、FAI スポーツ規程に定める各飛行の種類毎に必要とする「FAI 記章飛行成績証明書」及び「証跡」を添付し、JHF 会長に提出しなければならない。

9-2. FAI パラグライダー記章またはFAI パラグライダー記章飛行成績証明を申請しようとする者は、「FAI 技能記章申請書」に必要事項を記入し記名捺印（又は署名）の上、FAI スポーツ規程に定める各飛行の種類毎に必要とする「FAI 記章飛行成績証明書」及び「証跡」を添付し、JHF 会長に提出しなければならない。

9-3. FAI アクセラシー記章またはFAI アクセラシー記章飛行成績証明を申請しようとする者は、「FAI 技能記章申請書」に必要事項を記入し記名捺印（又は署名）の上、FAI スポーツ規程に定める各飛行の種類毎に必要とする「FAI 記章飛行成績証明書」及び「証跡」を添付し、JHF 会長に提出しなければならない。

10. FAI 技能記章の申請料

10-1. FAI デルタ記章の申請を行う者は JHF に別に定める申請料を納めなければならない。

- 1) FAI デルタ銅章（ブロンズ）
- 2) FAI デルタ銀章（シルバー）
- 3) FAI デルタ金章（ゴールド）
- 4) FAI デルタ・ダイヤモンド 300 km目的地距離章
- 5) FAI デルタ・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章
- 6) FAI デルタ・ダイヤモンド 300 km目的地往復／三角コース距離章

10-2. FAI パラグライダー記章の申請を行う者は JHF に別に定める申請料を納めなければならない。

- 1) FAI パラグライディング銅章（ブロンズ）
- 2) FAI パラグライディング銀章（シルバー）
- 3) FAI パラグライディング金章（ゴールド）
- 4) FAI パラグライディング・ダイヤモンド 200 km目的地距離章
- 5) FAI パラグライディング・ダイヤモンド 3000m 獲得高度章
- 6) FAI パラグライディング・ダイヤモンド 200km 目的地往復／三角コース距離章

10-3. FAI アクセラシー記章の申請を行う者は JHF に別に定める申請料を納めなければならない。

- 1) FAI アクセラシー銅章
- 2) FAI アクセラシー銀章
- 3) FAI アクセラシー金章
- 4) FAI アクセラシー・ダイヤモンド章

11. FAI 技能記章飛行成績証明の申請料

11-1. FAI 技能記章飛行成績証明の申請を行う者は、JHF に別に定める申請料を納めなければならない。

- 1) 滞空時間飛行成績証明
- 2) 獲得高度飛行成績証明
- 3) 直線距離飛行成績証明
- 4) 目的地距離飛行成績証明
- 5) 目的地往復距離飛行成績証明
- 6) 三角コース距離飛行成績証明

12. FAI 技能記章および FAI 技能記章飛行成績証明の再交付申請手続き

12-1. FAI デルタ記章、FAI パラグライダー記章、FAI アクセラシー記章および FAI 技能記章飛行成績証明の再交付を申請する者は、「FAI 技能記章申請書」に必要事項を記入し、再交付を明記し、記名捺印（又は署名）の上、JHF 会長に提出しなければならない。

12-2. FAI 技能記章飛行成績証明書の再交付を申請する者は、別に定める申請料を JHF に納めなければならない。

- 1) FAI デルタ記章再交付（各記章）
- 2) FAI パラグライダー記章再交付（各記章）
- 3) FAI アクセラシー記章記章再交付（各記章）
- 4) FAI 技能記章飛行成績証明再交付（各飛行）

13. 飛行管理及び検定・立会の費用

13-1. 滞空時間の計測に用いる時計は、通常の時刻（時、分）を正しく明示することのできる時計（腕時計等）でよい。ただし、その時刻は、飛行直前および飛行直後からそれぞれ3時間以内に標準時刻と照合し、誤差を確認するものとする。

13-2. 獲得高度及び距離飛行の計測に用いるバログラフは、JHF 会長の承認する型式のものであって、使用前1年以内に JHF 会長の指定または承認する試験所の検定を受け、その検定表を付けて JHF に登録しななければならない。また、JAA に登録したのもも同様に使用することができる。

13-3. バログラフにより滞空時間を計測しようとするときは、時間計測について、前条に定める承認を得たものでなければならない。

13-4. FAI 技能記章取得の為に飛行を行う操縦者は、原則として飛行管理及び検定・立合に関する費用をすべて負担しなければならない。ただし、費用のすべて又は一部について免除される場合は、この限りでない。

13-5. FAI 技能記章取得の為に飛行会の参加料がその主催者により定められている場合、その飛行会の参加者は、その定められた金額を主催者に納めなければならない。ただし、これらの金額は、不当なものであってはならない。

14. 罰 則

14-1. この規程に違反し、又は不正の行為、若しくは不正の手段により FAI 技能記章の授与及び FAI 技能記章飛行証明書 of 交付を受けた者は、その資格ならびに成績を取り消され、その FAI 技能記章及び FAI 技能記章飛行成績証明書を直ちに返納しなければならない。

14-2. 資格を取り消された者は、その日から2年間、FAI 技能記章及び FAI 技能記章飛行成績証明の申請を行う事ができない。

15. 雑 則

15-1. 飛行に関する運営と安全管理は、その飛行を行う操縦者が行わなければならない。

15-2. 飛行に関して発生する第三者賠償責任はその飛行を行う操縦者が負わなければならない。

15-3. FAI 技能記章取得の為に飛行を行う操縦者の飛行を認める出発場所及び着陸場所の各管理者は、第三者に対する賠償責任について対処しなければならない。

15-4. JHF 会長は、必要があるとき、FAI 技能記章取得の為に飛行を行う操縦者又はその関係者に対し、JHF 会長の指定又は承認する医師又は病院等の作成する身体検査証明書及びその他の必要とする書類等の提出を求めることができる。

15-5. JHF 会長から FAI 技能記章取得の飛行に関し、身体検査証明書その他の書類等の提出を求められた者は、10 日又は指定された期日以内に、すみやかに提出しなければならない。

15-6. FAI 技能記章に対応する略式記章、ワッペン、その他の様式及びそれらの交付申請手続きについては、別に定める。

附 則

1. FAI スポーツ規程が改正されたときは、その規程に従い改正されるものとする。

2. (実施の時期)

この規程の一部改正（規程の要旨 2、5、7、検定の開催・記章基準・クラス 1・2、飛行成績

証明・1：デルタ銅賞、2：イーグル銀賞、7・FAI 技能記章検定試験・7-1-1) FAI イーグル記章の a)) は、2003 年 4 月 12 日から実施する。

3. 改定 この規程の一部改正 アキュラシー部門は 2015 年 2 月 2 日から実施するが、飛行記録の申請対象は 2012 年 5 月 1 日以降の飛行とする。

FAI 技能記章(アキュラシー章) 申請書

公益社団法人 日本ハング・パラグライディング連盟 会長 殿

申請日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 申請内容

(1) 申請対象(アキュラシー)	記章 / 飛行成績証明 銅・銀・金・ダイヤモンド
(2) パイロットの自筆サイン	

2 一般事項

(1) 氏名	
JHF登録No.	JA O-
住所	〒
連絡先	電話番号 _____ メールアドレス _____
(2) 国籍	
(3) 性別	
(4) NAC	日本航空協会 The Japan Aeronautic Association (JAA)

3 FAI認定競技会詳細

(1) 競技会名称	
(2) 開催期間(年月日)	
(3) 開催場所(国と地名)	
(4) 大会主催者名(クラブ名)	
(5) 大会主催責任者氏名	
(6) 本大会期間中の有効フライト本数	

*複数の競技会記録により申請する場合は、全ての競技会について3(1)~(6)をコピーして記載すること。

4 フライト詳細

(1) 連続したフライトの合計点	記入例:8点
(2) この申請に掛かる連続した各フライトの得点	記入例:2.0,5.1点
(3) 添付成績表の該当データ指定	記入例: * 月 * 日、ラウンド○本目、* 点 1本目 2本目 3本目 4本目
(4) テイクオフ方法	丘/フットランチ、ウィンチトーイング、自動車トーイング、その他()
(5) グライダー製造者 グライダー名	

申請書制定 2015/02/02

一部変更 2015/07/07

申請対象の全フライトについてはオフィシャルデータをExcel表(シート)で添付すること。

或いは、主催者サイン入りの全競技記録を添付する事

2015年7月17日

アキュラシー章申請料

アキュラシー銅章 ￥2000

アキュラシー銀章 ￥2000

アキュラシー金章 ￥3000

アキュラシーダイヤモンド章 ￥5000